

# 中間処理業者による廃棄物の過剰保管

## 事例1



廃棄物処分業(破碎)、収集運搬業の許可を有するA事業者が、中間処理施設(破碎施設)敷地内に、平成14年頃から廃棄物(中間処理前及び中間処理後のもの)を不適正に保管(廃プラスチック類、木くず等を約 $50,000\text{m}^3$ (面積約 $6,400\text{m}^2$ 、高さ約 $18\text{m}$ ))。

改善命令を発出したが履行しなかったため、平成18年に業許可取消処分。平成19年に、改善命令違反等により、法人は300万円、実質的経営者は懲役2年6月、罰金300万円、執行猶予5年の刑に処せられた。

屋外で容器によらず積み上げてあり、飛散・流出・崩壊、木くず等の発火などのおそれがある。

## 事例2

廃棄物処分業(中間処理)の許可を有するB事業者が、中間処理施設(破碎施設)敷地内に、平成10年頃から廃棄物(中間処理前及び中間処理後のもの)を不適正に保管(自動車等破碎物等を約 $9,500\text{m}^3$ (面積約 $2,000\text{m}^2$ 、高さ約 $4.5\text{m}$ ))。

改善命令を発出中。

屋外で容器によらず積み上げてあり、飛散・流出・崩壊、発火などのおそれがある。



# 行政処分の指針について（概要）

平成17年8月12日環廃産第050812003号

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部局長宛  
産業廃棄物課長通知

## 行政処分の迅速化について

違反行為を把握した場合、速やかに行政処分を行うこと。

不法投棄を把握した場合、速やかに処分者等を確認し、措置命令により原状回復措置を講ずるよう命ずること、不法投棄として告発すること、命令に従わないときは命令違反として積極的に告発すること、捜査機関と連携しつつ、許可を速やかに取り消すこと。

## 行政指導について

行政指導は、迅速かつ柔軟な対応という観点から効果的だが、相手方の任意の協力を前提とするため、相手方が従わないことに法的効果は生じない。

緊急の場合・必要な場合には躊躇することなく行政処分を行うなど、違反行為に対しては厳正に対処すること。

## 刑事処分との関係について

行政処分は将来にわたる行政目的の確保を主目的とするもので、過去の行為を評価する刑事処分とは目的が異なる。違反行為の事実を把握した場合には、刑事処分を待つことなく、速やかに行政処分を行うこと。

## 事実認定について

行政処分を行うためには、違反行為の事実が客観的に認定されれば足りるのであり、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思等が不明であることを理由に、行政処分を留保するべきではない。

## 行政処分の公表について

排出事業者が適正な処理業者に処理委託できるよう、行政処分（取消処分、停止処分、改善命令、措置命令）を発出した場合には、その内容を積極的に公表されたいこと。この場合、処理業者等から非公開を条件として提供された情報などと異なり、処理業者や無許可業者に対し行政処分を行った旨の情報は、排出事業者に対する情報提供を目的として、特段の法令上の根拠がなくとも公表することが可能。なお、改善命令及び措置命令については、命令内容の履行がなされた場合にはその旨も公表することが望ましい。

公表手段としては、行政処分を行った時点で速やかにHP等を用いて一定期間公表することが考えられるが、具体的な手法については情報の迅速性や排出事業者にとっての簡便性を考慮した上で各都道府県で判断されたいこと。

# 欠格要件、許可取消処分の義務化について

法に従った適正な業の遂行を期待できない者を産業廃棄物処理業から排除するため、以下の対象者が欠格要件に該当する場合、都道府県知事は、廃産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設設置許可を取り消さなければならない。(法第14条の3の2第1項第1号)

対象者

申請事業者  
 法人の役員(5%以上の株主等の実質的な支配者(黒幕(自然人に限る。))を含む。)、  
 使用人(支店長など) など

欠格要件

破産者 等

禁錮以上の刑に処せられてから五年を経過しない者

暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

暴力団員等がその事業活動を支配する者

廃棄物処理法、環境保全法令、刑法( )などの法律違反によって罰金以上の刑に処せられてから(＊)五年を経過しない者

刑法のうち、傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、危険運転致死罪、脅迫罪、背任罪に違反した場合のみ  
 ＊ 刑について判決が確定してから、該当することとなる。

廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消された者で取消しの日から五年を経過しない者(廃業した場合も同じ)

その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者  
 例) ・過去、繰り返し許可取消処分を受けている者  
 ・廃掃法、環境保全法令、刑法などの法律違反によって、検察から公訴を提起されている者  
 ・環境保全法令違反を繰り返し行政指導が累積している者 など

: 法人を含むもの

# 欠格要件、取消要件を強化してきた背景

対行政暴力事件

暴力団等、悪質な者の介入

後を絶たない不法投棄

安かろう悪かろうの処理が横行し、優良業者が産業廃棄物処理の市場で優位に立てないという状況

## 欠格要件

産業廃棄物処理業者としての適性を類型化した欠格要件を強化することにより、悪質業者の新たな参入を排除しつつ、既に産業廃棄物処理業を行っている者が欠格要件に該当した際には、確実に放逐することにより業界の浄化を図る必要。

### 累次の改正により欠格要件を拡大。

暴力団対策法違反で罰金以上の刑から5年を経過しない者(平成9年)  
許可取消法人の役員(平成9年)  
実質的に役員同等の支配力を有する者(黒幕)(平成9年)  
暴力団員、暴力団員等が事業活動を支配する者(平成12年)  
施設設置許可に欠格要件を導入(平成12年)  
聴聞通知後に廃業した者(平成15年)  
暴力団員等が事業活動を支配する個人(平成17年)

### 効果

法令を遵守し、適正処理能力を備える産業廃棄物処理業者のみによる業の運営を図ることにより、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭。

## 取消要件

欠格要件に該当した場合には、「取り消すことができる」規定(裁量規定)

・平成12年改正で、暴力団排除条項を追加  
・悪質業者の淘汰による廃棄物業界の優良化

年間の取消件数は数十件程度にとどまる。

平成13年に厳格な処分を行うよう自治体に通知(「行政処分の指針」)

自治体に対する行政暴力

聴聞等の手続を要するため手続が遅延

平成15年法改正によって、欠格要件に該当した場合には、「取り消さなければならない」規定とされる(取消処分の義務化)

### 効果

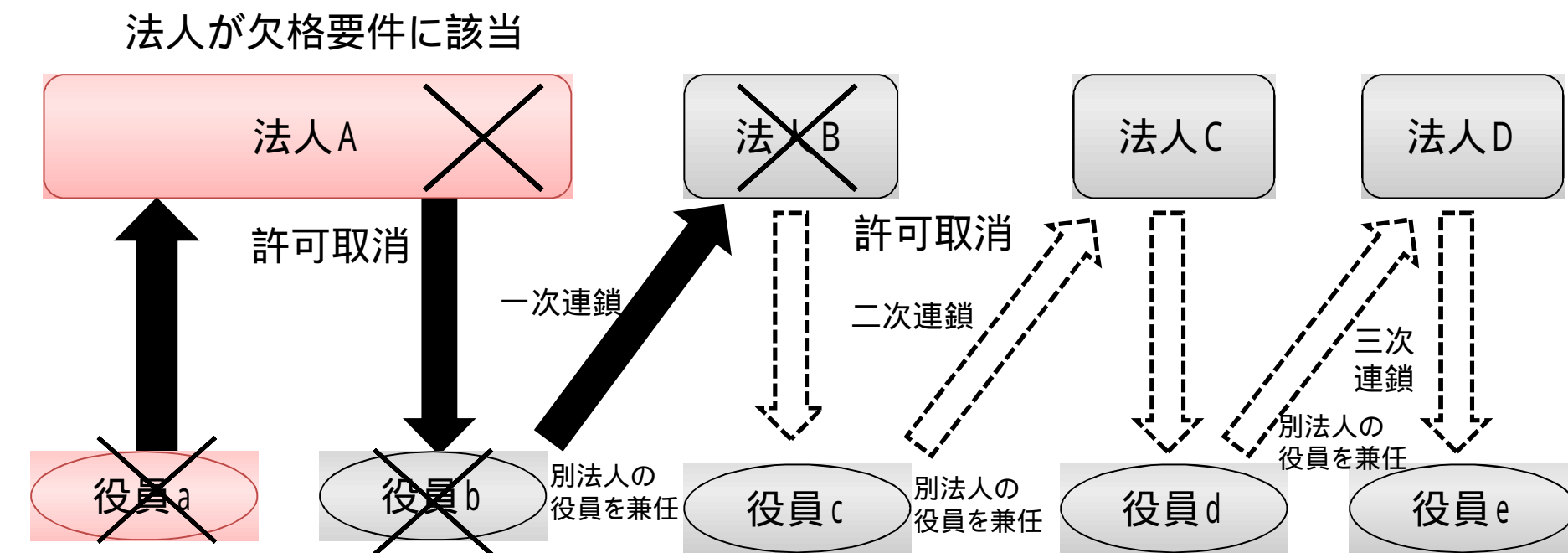
現在の取消件数は年間700件程度。

裁量がなくなることで、自治体に対する行政暴力等の圧力が減少。

罰金刑、禁錮刑等、欠格要件に該当することが明らかの場合、聴聞が不要なので迅速な対応が可能となる。

# 欠格要件の無限連鎖について

いわゆる無限連鎖問題とは、法人A又は役員aが欠格要件に該当したことを発端として、別役員が他法人に兼任していれば、法理論上は、無限に他法人の取消しが続く構造のこと。



法人Aの役員a  
が欠格要件に該当

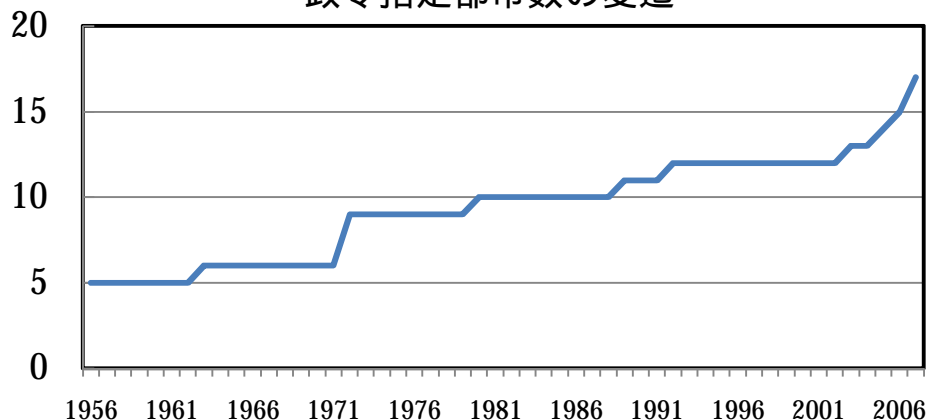
第1次欠格要件の在り方検討会の結論を踏まえ、一次連鎖(法人Bの取消し)で止め、二次連鎖以降を取り消すのは、法の趣旨ではないことを通知で示している。

# 産業廃棄物収集運搬業許可に係る手続負担の経緯

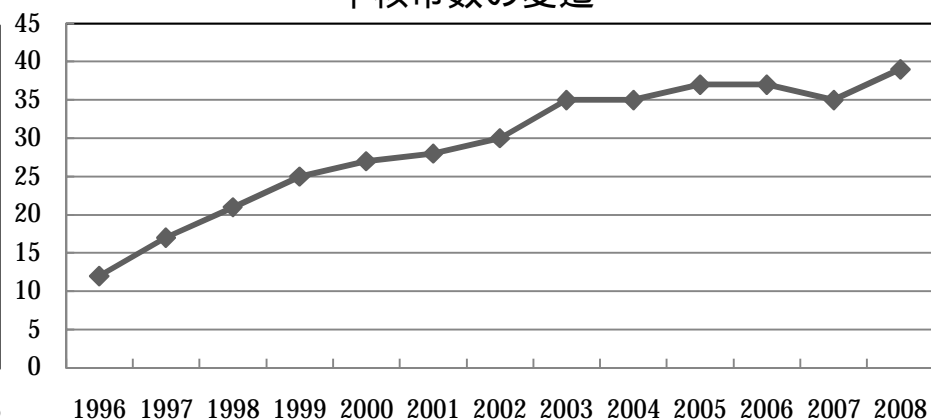
## 産業廃棄物処理の事務を処理する地方公共団体の変更

1. 都道府県
2. 廃棄物処理法施行令で定める市(いわゆる政令市)
  - 地方自治法上の政令指定都市
  - 地方自治法上の中核市
  - その他施行令で定める市

政令指定都市数の変遷



中核市数の変遷



政令市数は、平成9年の38市から、平成21年には62市へ増加

## 申請書記載項目等の変更

H  
3

処理業許可を、収集運搬業許可と処分業許可に  
 細分化  
 許可基準に、資力要件を追加

事業範囲に積替えの有無等の記載を追加

H  
9

欠格要件における役員の範囲に、法人に対し実  
 質的支配力を有する者を追加  
 積替保管の適正化、収集運搬業者への委託の  
 適正化

経理的基礎に関する書類を追加

一定比率以上の株主、出資者に関する事項  
 (氏名・住所・住民票等)を追加  
 積替保管に関する事項を追加

H  
17

欠格要件に該当した場合の届出義務の新設

申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書を追加

# 産業廃棄物収集運搬業の許可申請書について

## 許可申請書の記載項目

氏名・名称（法人はその代表者氏名）、住所
申請者が未成年である場合、その法定代理人 申請者が法人である場合、その役員 申請者に使用人がある場合はその使用人
申請者が法人の場合、 ・発行済株式総数の5%以上を有する株主 ・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者の、氏名、名称、保有株式数又は出資金
事業の範囲
事務所・事業場の所在地
事業の用に供する施設の種類・数量
積替保管を行う場合それに関する事項
所在地 面積 積替保管を行う産廃の種類 積替保管上限 積上高さ上限

## 許可申請書の添付書類

住民票の写し、成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
申請者が未成年である場合、その法定代理人 申請者が法人である場合、その役員 申請者に使用人がある場合はその使用人
申請者が法人の場合、 ・発行済株式総数の5%以上を有する株主 ・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し、成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書
申請者が法人の場合、定款・寄附行為、登記事項証明書
事業計画の概要
事業の用に供する施設の構造図等、設計計算書、施設付近の見取り図
施設の所有権・使用権原を有することを証明書
事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
経理的基礎に関する書類
事業開始に要する資金総額と調達方法 申請者が法人の場合、 直前3年の貸借対照表、損益計算書、法人税納付額、納付済証明書類 申請者が個人の場合、 資産調書、直前3年の所得税納付額、納付済証明書類

先行許可証の提示により、  
県の判断で省略させることが可能。

# 収集運搬に伴う積替保管の問題事例

収集運搬業者B社が、廃プラスチック類等を、約1年間にわたり、積替保管施設において、不適正に保管(約9300m<sup>3</sup>、面積1500m<sup>2</sup>、高さ14m)。

県は立入検査による発覚後、適正処理及び撤去する旨行政指導したが、改善が進まないばかりか、さらに約4000m<sup>3</sup>積み上げ、不適正な状態が継続・悪化した。

屋外でうずたかく積み上げられており、囲いの破損等も見られ、廃棄物の飛散、流出、崩壊、火災発生のおそれがある。





# 優良性評価制度について

## 優良性評価制度とは

産業廃棄物処理業者からの申請に基づき、都道府県が、遵法性、情報公開、環境保全の取組の観点から設定した評価基準に適合することを確認する制度。

適合確認された産業廃棄物処理業者については、許可更新・変更時に申請書類の一部を省略することが可能。

## 優良性評価の基準

### 遵法性

- 5年以上の業の実績があり、過去5年間に不利益処分を受けていないこと

### 情報公開性

- 処理行程・処理実績、処理料金等をインターネットで公開し、決められた頻度で最新の内容に更新していること

### 環境保全の取組

- ISO14001、エコアクション21またはこれと相互認証された環境マネジメントシステム(EMS)の取得

ワンランク上の優良企業を目指す  
処理事業者の自主的取組の後押し

排出事業者が処理委託先を  
選ぶ際の判断基準

産業廃棄物処理業の健全な発展と適正処理の推進

# 産業廃棄物処理業者優良性評価制度の施行状況

## 適合確認状況

(平成21年11月末現在)

	許可件数	事業者数
国の制度による適合確認	2,718件	297事業者
都道府県独自の制度による適合確認	687件	177事業者

適合確認されてから把握されるまで数週間程度要するため、数は暫定値。

## 優良性評価認定を受けていることを入札要件としている取組

(独)国立環境研究所において、平成20年度不用試薬類の収集運搬及び処分業務の入札要件化

### 仕様書の一般事項(抜粋・要旨)

- ・電子マニフェストを使用すること
- ・いずれかの都道府県政令市で優良性評価基準の適合確認を受けていること



地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターにおいて、産業廃棄物(ガラス屑、金属屑、廃プラスチック類)の収集・運搬及び処分業務の入札要件化

### 入札説明書の入札参加資格(抜粋)

- ・大阪府産業廃棄物処理業者遵法性・情報公開性・環境配慮の取組に係る基準適合確認実施要領に規定する基準に適合していること

# 廃棄物処理施設設置許可手続について

## 申請者

### 申請に必要な資料

- ・申請書 - 氏名、設置場所 - 施設の設置計画 - 施設の種類 - 施設の維持管理計画 等
- ・設置することが周辺の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書

申請

## 都道府県・政令市

- ・施設設置に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地下水に係る調査項目の現況
- ・自然的条件及び社会的条件の現況
- ・生活環境への影響の程度の分析結果 等

### 公告縦覧手続

- ・施設設置場所、施設種類等の公告縦覧
- ・申請書及び生活環境影響調査結果書の公告縦覧
- ・関係市町村長の意見聴取
- ・利害関係者は意見書を提出することができる

### 許可の基準

- ・設置計画及び維持管理計画が周辺の生活環境の保全等について適正な配慮がなされたものであること
- ・申請者の能力が設置及び維持管理を的確かつ継続的に行うに足りるものであること
- ・申請者が業の許可と同様の欠格要件に該当しないこと

生活環境保全上必要な条件を付することができる。

許可

施設建設

使用前検査

稼働

専門的知識を有する者の意見聴取

# 廃棄物最終処分場の管理の流れ

都道府県知事の廃棄物処理施設設置許可を取得

10～20年程度

埋立期間

使用前検査  
維持管理基準に従い維持管理を行う義務  
維持管理積立金を積み立てる義務

埋立終了時には、都道府県知事へ届出

安定型処分場：平均 3年  
管理型処分場：平均 18年

維持管理期間

維持管理基準に従い維持管理を行う義務  
維持管理のために維持管理積立金を取り戻すことができる

最終処分場の廃止について、都道府県知事へ届出

廃止基準へ適合していると都道府県知事が確認

特別の維持管理を行わなくても、掘削等による遮水工の破損や、埋立廃棄物の攪乱等がなされなければ、生活環境保全上の支障が生じるおそれがない状態であると確認

最終処分場を廃止

跡地形質変更届出制度上の指定区域に都道府県知事が指定

土地の形質を変更する者は、都道府県知事へ届出

# 一般廃棄物処理施設の設置状況

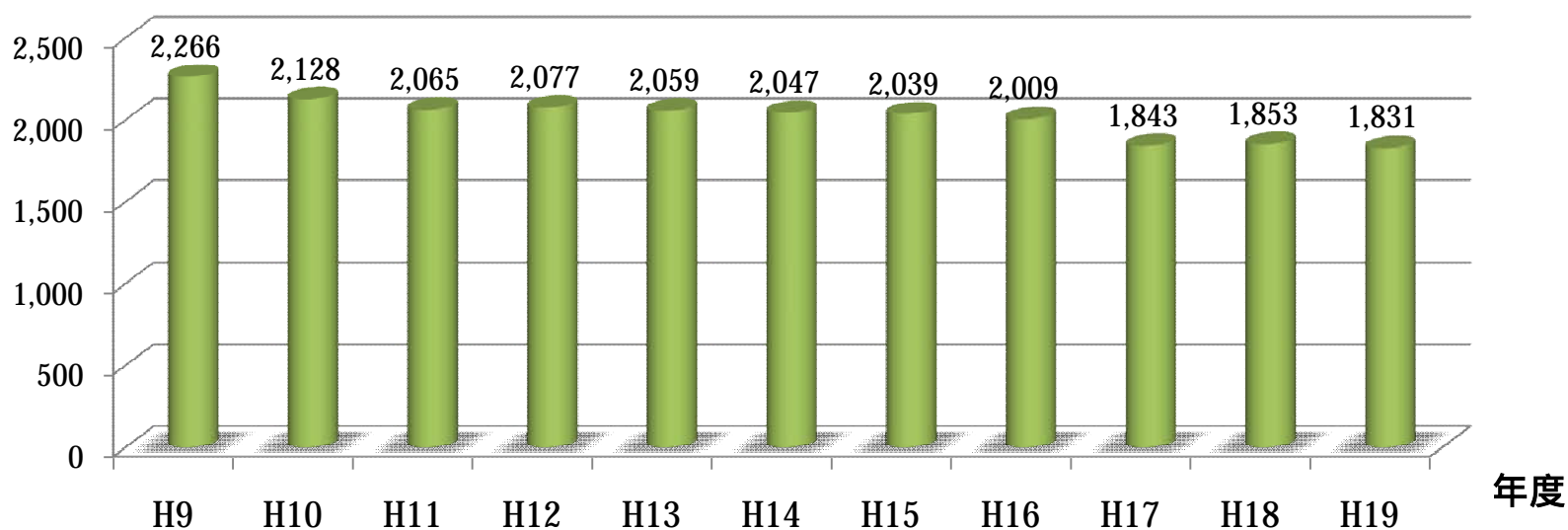
(平成19年度実績)

## 一般廃棄物処理施設の設置状況

区 分	施設数
ごみ焼却施設	1,285
民間	332
最終処分場	1,831
民間	124

## 一般廃棄物最終処分場の許可施設の設置状況

件数



# 産業廃棄物処理施設の設置状況

## 産業廃棄物中間処理施設の施設数及び新規設置数

(平成18年4月現在)

中間処理施設の区分	施設数	平成17年度分新規施設数
汚泥の脱水施設	4,810	79
汚泥の乾燥施設(機械)	242	15
汚泥の乾燥施設(天日)	73	2
汚泥の焼却施設	679	16
廃油の油水分離施設	256	9
廃油の焼却施設	639	14
廃酸・廃アルカリの中和施設	186	3
廃プラスチック類の破碎施設	1,286	192
廃プラスチック類の焼却施設	1,052	18
木くず又はがれき類の破碎施設	8,135	571
コンクリート固型化施設	40	8
水銀を含む汚泥のばい焼施設	8	1
シアン化合物の分解施設	194	0
PCB廃棄物の焼却施設	0	0
PCB廃棄物の分解施設	16	1
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	16	4
その他の焼却施設(汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	1,532	31
合計	19,164	964

## 産業廃棄物最終処分場の新規設置数

(平成18年4月現在)

	安定型処分場				管理型処分場				遮断型処分場			
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計
都道府県計	0	11	0	11	3	5	0	8	0	0	0	0
政令市計	1	8	1	10	0	2	1	3	0	0	0	0
全国計	1	19	1	21	3	7	1	11	0	0	0	0